



## 料金表－2013

### 特許

1. PCTに基づく国内段階移行 — \$ 1,400 (印紙代 \$ 800<sup>注1</sup> + 代理人手数料 \$ 600)。これは依頼人が小企業であり (大企業<sup>注2</sup>の場合、印紙代は2倍となります)、また追加クレームの手数料が含まれていないことを前提としています。

特許発行に至るまでの特許出願審査手続の費用は、特許庁での過程の進捗状況に応じて、

\$ 3,500 ~ \$ 10,000<sup>注3</sup>となります。その内訳は次の通りです：

- －譲渡証の作成および提出 — \$ 175 (印紙代 \$ 40 + 代理人手数料 \$ 135)
- －情報開示書 (IDS) の作成および提出 — \$ 180
- －最初のオフィスアクションに対する検討および応答 — \$ 1,500 ~ \$ 4,500<sup>注3</sup>
- －2度目のオフィスアクションに対する検討および応答 — \$ 1,000 ~ \$ 3,500<sup>注3</sup>
- －特許証交付料の納付手続 — \$ 1,640 (印紙代 \$ 1,190<sup>注4</sup> + 代理人手数料 \$ 450)

特許審判抵触部への審判請求が必要となった場合、審判費用は、約 \$ 6,000 ~ \$ 10,000 です。審査官との個人面接が必要となった場合、その費用は、約 \$ 5,000 です。

2. 米国特許出願以外の特許出願に基づく出願 — \$ 1,300 (印紙代 \$ 730 + 代理人手数料 \$ 570)。これは依頼人が小企業であり (大企業<sup>注2</sup>の場合、印紙代は2倍となります)、また追加クレームの料金が含まれていないことを前提としています。

特許発行に至るまでの特許出願審査手続の費用は、特許庁での過程の進捗状況に応じて、

\$ 3,500 ~ \$ 10,000<sup>注3</sup>になります。その内訳は次の通りです：

- －譲渡証の作成および提出 — \$ 175 (印紙代 \$ 40 + 代理人手数料 \$ 135)
- －情報開示書 (IDS) の作成および提出 — \$ 180
- －最初のオフィスアクションに対する検討および応答 — \$ 1,500 ~ \$ 4,500<sup>注3</sup>
- －2度目のオフィスアクションに対する検討および応答 — \$ 1,000 ~ \$ 3,500<sup>注3</sup>
- －特許証交付料の納付手続 — \$ 1,640 (印紙代 \$ 1,190<sup>注4</sup> + 代理人手数料 \$ 450)

特許審判抵触部への審判請求が必要となった場合、審判費用は、約 \$ 6,000 ~ \$ 10,000 です。審査官との個人面接が必要となった場合、その費用は、約 \$ 5,000 です。

3. 優先権の主張を伴わない、発明者による発明の開示に基づく特許出願 — \$ 6,700 ~ \$ 8,500 (印紙代 \$ 730 + 代理人手数料 \$ 6,000 ~ \$ 8,000)。これは依頼人が小企業であり (大企業<sup>注2</sup>の場合、印紙代は2倍となります)、また追加クレームの料金が含まれていないことを前提としています。特許出願審査手続の費用は、上記と同様となります。

4. 米国意匠出願以外の意匠出願に基づく意匠出願 — \$ 900 (印紙代 \$ 380 + 代理人手数料 \$ 520)。これは依頼人が小企業であり (大企業<sup>注2</sup>の場合、印紙代は2倍となります)、また図面が米国特許商標庁の規則に準拠したものであることを前提としています。

特許発行に至るまでの意匠出願審査手続費用は、特許庁での過程の進捗状況に応じて、\$ 500 ~ \$ 2,500<sup>注3</sup>になります。その内訳は次の通りです：

- －譲渡証の作成および提出 — \$ 175 (印紙代 \$ 40 + 代理人手数料 \$ 135)

- －情報開示書（IDS）の作成および提出 － \$ 180
- －最初のオフィスアクションに対する検討および応答 － \$ 500～\$ 1,500<sup>注3</sup>
- －2度目のオフィスアクションに対する検討および応答 － \$ 500～\$ 1,000<sup>注3</sup>
- －登録証交付料の納付手続 － \$ 950（印紙代 \$ 510<sup>注4</sup>＋代理人手数料 \$ 440）

特許審判抵触部への審判請求が必要となった場合、審判費用は、約 \$ 6,000～\$ 10,000です。審査官との個人面接が必要となった場合、その費用は、約 \$ 5,000です。

## 商標

### 1. いかなる先行出願または登録に対しても優先権を主張しない米国での出願：

- －出願書類作成提出。国際分類<sup>注5</sup> 1分類につき － \$ 800（印紙代 \$ 325＋代理人手数料 \$ 475）
- －オフィスアクションに対する応答の作成および提出 － オフィスアクションと必要な応答の難易度に応じて、\$ 300～\$ 1,500<sup>注3</sup>
- －使用陳述書（使用を目的とする商標の出願の場合）の作成および提出。国際分類 1分類につき：\$ 500（印紙代 \$ 250＋代理人手数料 \$ 250）
- －公告通知および登録証の確認：\$ 200
- －商用審判部への審判請求（出願が拒絶査定を受けた場合）：\$ 2,000～\$ 4,500
- －出願または登録への異議申立または無効審判請求に対する抗弁 － 案件により \$ 15,000～\$ 75,000（異議申立ならびに無効審判請求は、審判請求と同様です。）

### 2. 米国以外の国で出願された国内出願に対して優先権を主張する米国での出願：

- －出願書類作成提出。国際分類<sup>注5</sup> 1分類につき － \$ 800（印紙代 \$ 325＋代理人手数料 \$ 475）
- （原出願の謄本および英語でない場合はその翻訳が必要となります。）
- －オフィスアクションに対する応答の作成および提出 － オフィスアクションと必要な応答の難易度に応じて、\$ 300～\$ 1,500<sup>注3</sup>
- －公告通知・登録証の確認 － \$ 200
- －商標審判部への審判請求（出願が拒絶査定を受けた場合）：\$ 3,000～\$ 4,500
- －出願または登録への異議申立または無効審判請求に対する抗弁 － 案件により \$ 15,000～\$ 75,000（異議申立ならびに無効審判請求は、審判請求と同様です。）

### 3. マドリッド協定による登録の延長請求：

- －請求書類作成および提出。国際分類<sup>注5</sup> 1分類につき － \$ 450（印紙代 \$ 100＋代理人手数料 \$ 350）
- －オフィスアクションに対する応答の作成および提出 － オフィスアクションと必要な応答の難易度に応じて、\$ 300～\$ 1,500<sup>注3</sup>
- －公告通知および登録証の確認 － \$ 200
- －商標審判部への審判請求（出願が拒絶査定を受けた場合）：\$ 3,000～\$ 4,500
- －出願または登録への異議申立または無効審判請求に対する抗弁 － 案件により \$ 15,000～\$ 75,000（異議申立ならびに無効審判請求は、審判請求と同様です。）

注1：米国がPCT出願に対する国際調査機関（ISA）または国際予備調査機関（IPEA）である場合、印紙代は \$ 500 となります。

注2：小企業とは、非営利団体、個人、または従業員500名以下の会社であって、いずれも、その権利を、従業員500名を超える会社に対して譲渡もしくは使用許可しておらず、または譲渡もしくは使用許可の義務を負わない者を指します。

注3：オフィスアクションに対する応答を弊所に提供していただいた場合、料金を大幅にお値下げすることができます。

注4：小企業料金。大企業の場合、料金が2倍になります。

注5：1分類追加毎に \$ 325の料金がかかります。

注6：1分類追加毎に \$ 100の料金がかかります。